

町村週報

(町村の購読料は会費)
(の中に含まれております)

2876号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

川辺川と雨宮の森 (熊本県相良村)



随 情
想 報
政 策

地方財政白書に見る地方財政の姿／平成26年版「地方財政の状況」発表………(2)

再生可能エネルギーの導入と利活用
～ 自家用水力発電への取り組み「小又川発電所」～ 奈良県下北山村………(5)

町村Nav………(9)

日本最南端の町 竹富町………(12)

沖縄県竹富町長 川満 栄長………(12)

コラム

人の心の美しい綾織がみられる里

作新学院大学経営学部教授 橋立 達夫

今から15年前、岩手県遠野市の道の駅「遠野風の丘」に、地域の女性たちのグループ「あやおり夢を咲かせる女性の会(以下「女性の会」)」が、「夢咲き茶屋」を開店した。そばとおにぎり、うどんの店である。女性たちは寝食を忘れるほど働き、初年度にいきなり二千五百万円の売り上げを達成した。慰労会に招かれた市の職員は、会場にお年寄りや子供たちが大勢集まっている情景に驚いた。間けば慰労会は自分たちスタッフのためではなく、事業に打ち込むあまり不便な思いをさせた家族のためだったのである。なんと！心配りであろうか。

遠野市西部の綾織地区は、600戸ほどの農村集落である。ここで20年前に立ち上がった「女性の会」は、当初の夢語りワークショップで確認された活動の目標を軸に、農村環境の改善、地域ビジネス、女性の活動支援、イベントなど、様々な分野でしなやかで力強い活動が続けてきた。会の活動が最初に注目されたのは、市役所に働きかけて田んぼの真ん中の公

衆トイレを実現させた時である。女性ならではの発想が共感を呼び、会は地域社会に認められる存在となった。その後、夢咲き茶屋や北東北3県の「なべなべサミット」を成功させ、天皇杯をはじめ様々な地域づくりの賞を受賞してきた。現在は30代から80代まで、32名の会員により、農村活性化に活躍中である。

夢咲き茶屋は地産地消と健康に配慮した食事を提供し、今も来訪者、地域住民に大きな支持を得ている。また子育て優先のワークショップ型職場として若い女性も雇用し、世代間の交流や伝統的食文化の継承にも大きな力を発揮している。現在は2号店の「結和」を開店し、活動はますます広がっている。しかしこうした成功の中でも、リーダーの菊池ナヨさんは、会の基本精神を忘れないようにと、現在のメンバーとOGみんなで温泉旅行に行き、活動の心を語り合う機会を持つことにしたそうである。素晴らしいリーダーの下で、文字通り人の心の美しい綾織がみられる里の物語である。

◎写真キャプション◎

相良村を縦貫する川辺川は、国土交通省の水質調査で7年連続日本一を誇る。そうそうと流れる空色の清流が田圃を潤し、早苗を育む。写真奥は雨宮神社を抱く雨宮の森。「三産(ちゃんちゃん)くぐり」と呼ばれる巨石のトンネルがあり、くぐると「幸せを産む」「安産」「金を産む」といったご利益を授かるという。

政 策

地方財政白書に見る地方財政の姿

平成26年版「地方財政の状況」発表

策 説
政 解

2014年3月、平成26年版「地方財政の状況」、いわゆる地方財政白書が発表された。内容は平成24年度決算を分析するもので、地方財政の健康マーカーといえる連結実質赤字にチェックが入ったのは7市区町村。同じく実質公債費比率が基準値を超えたのが1市。将来負担比率が基準値を超えたのが2市であった。

2014年度は、歳入・歳出とも前年度比を下回る

白書によると、平成24年度（2012年度）の地方財政における歳入は99兆8、429億円（前年度比0・2%減）、歳出は96兆4、186億円（前年度比0・6%減）であった。

2012年は平均株価が1万395円であり、大震災に見舞われた前年の8千455円を上回るとはいえ、まだまだ景気は停滞しており、地方財政における歳入も、前年を下回っている。

また地方財政の健康マーカーともいえる、実質赤字比率、連結実質赤

字比率、実質公債費比率、将来負担比率は次のとおり。

・実質赤字比率、連結実質赤字比率

実質赤字比率は、普通会計（一般会計と特別会計の合計。公営事業会計を除く）の赤字の割合を示す。2011年度には市区町村で2団体の赤字があったが、2012年度はゼロとなった。

また、病院や上下水道、国民健康保健、介護保健などの公営事業会計を連結させた連結実質赤字比率では、赤字団体は市区町村で7団体だった。これは、前年度に比べると2団体の減少である。とはいえ、財政の黄色信号である「早期健全化基

準」（都道府県は8・75%の赤字、市区町村は16・25〜20%の赤字）を超える団体はなかった。

ちなみに、財政の赤信号といえる「財政再生基準」の連結赤字比率は、都道府県は15%、市町村は30%である。

・実質公債費比率

財政に占める地方債の元利償還金等の割合を示す数字で、都道府県の平均値は13・7%、市町村は9・2%だった。

「早期健全化基準」は25%とされているが該当団体はなし。しかし、35%とされている「財政再生基準」を超えるものは1団体あった（北海道夕張市）。

・将来負担比率

借入金や、将来の負担金が財政に占める割合を示す。都道府県の平均は210・5%、市区町村は60・0%であった。

「早期健全化基準」は、都道府県及び政令市400%、市区町村350%であるが、これを超えた団体が

2つあった（北海道夕張市、大阪府泉佐野市）

また、この指標に「財政再生基準」は設けられていない。

地方財政の支出は経済活動に役立っている

地方財政が、どれだけ日本国の経済活動に貢献しているかは、どれだけ支出しているかでも計ることができる。経済学では、生産、分配、支出の3数字は等しくなるとされているので、国内総生産と国内総支出は等しくなる。そこで、地方財政の支出額が国内総支出額に占める割合は、国内総生産額に占める地方の割合に等しいと考えることができる。

2012年度の国内総支出額は472兆5、965億円であった。つまり、これは国内総生産額であり、我が国の1年の稼ぎである。

その内訳は、民間部門の支出が77・2%、政府部門（中央政府、地方政府、社会保障基金）が25・0%である。政府部門をさらに分けると、中央政府が4・6%、地方政府が11・6%、社会保障基金が8・8%となる。つまり、国の経済活動に占める割合は、地方政府が中央政府の約2・5倍にもなる。

*民間部門77・2%と政府部門25・

政 策

■参考 1 国内総生産（支出側）と地方財政

区 分	平成 24 年度	構 成 比	
		(国内総生産(支出側) =100)	(政府部門=100)
国内総生産(支出側)	472 兆 5,965 億円	100.0%	-
民間部門	364 兆 7,984 億円	77.2%	-
政府部門	118 兆 1,233 億円	25.0%	100.0%
中央政府	21 兆 6,671 億円	4.6%	18.3%
地方政府	55 兆 80 億円	11.6%	46.6%
社会保障基金	41 兆 4,483 億円	8.8%	35.1%
財貨・サービスの純輸出	▲10 兆 3,252 億円	▲2.2%	-

(注) 1 「国民経済計算確報」(内閣府)をもとに作成している。

2 国内総生産(支出側)のうちの政府部門には、扶助費及び公債費等の付加価値の増加を伴わない経費は含まれないことなどから、それらが含まれている国と地方の歳出決算額より小さくなる。

0%を合算すると、102・2%と100%を超えるが、これは生産額の2・2%が純輸出として海外に出ていくためである。

東日本大震災関連の歳入・歳出が大きく増えた

2012年度地方財政の歳入、歳出では、東日本大震災関連の金額が大きいたことが特徴である。大災害の翌年であることを考えれば当然と言えるよう。

通常収支分での歳入は93兆8、340億円で、前年度と比べて1・3%減となった。税収や地方債の収入は増えたが、国庫支出金や繰入金などが減少したため、全体としては減収となった。

歳出は、91兆987億円で、前年度比1・5%減。ほとんどの経費が削減された中、集中豪雨や台風による被害が相次ぎ、災害復旧事業費が前年度比43・8%増加しているのが目立つ。

いっぽう東日本大震災分の歳入は6兆89億円で、前年度比19・4%増。地方債や東日本大震災復興関連基金からの繰入金などが増加の理由である。

東日本大震災分の歳出は、5兆3、198億円で、前年度比18・5%増。

人件費、建設事業費、復旧事業費、被災地における廃棄物処理事業等の物件費が増えた。

経常収支比率で見る自治体の台所事情

一般家計では、しばしば「エンゲル係数」という言葉を使う。消費支出総額に占める食料費の割合で、これが高い程、生活水準が低いとされている。

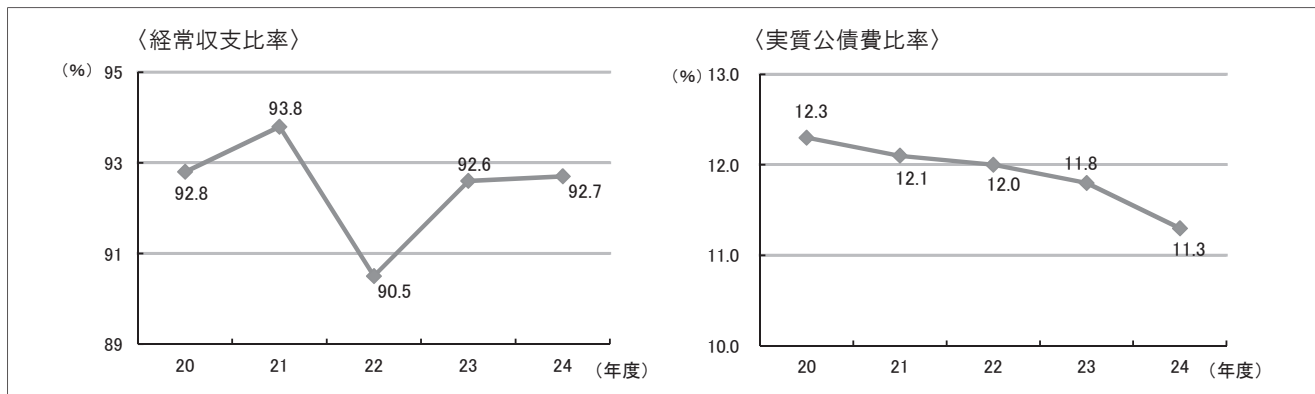
団体における経常収支比率は「エンゲル係数」に似ており、毎年必ず必要となる経費が一般財源に占める割合を示す。言わば、自治体の台所事情を表す数字となっている。

2012年度の経常収支比率は、92・7%で前年度比0・1%上昇した。

団体別に見ると、80%未満の豊かな市町村は241団体あり、市町村全体の14・0%を占める。80%以上90%未満になると、3都道府県(都道府県全体の6・4%)と884市町村(市町村全体の51・4%)が該当し、市町村の65%はここまですに入る。都道府県の大半は、90%以上100%未満で43都道府県である。

また、100%以上、つまり必要最低限の経費を収入でまかなえない団体も、都道府県で1団体、市町村

■参考2 経常収支比率及び実質公債比率の推移



で25団体存在する。

意味が異なる公営企業会計の
経常収支比率

地方公営企業の会計では、経常収支比率は、経常費用に対する経常収益の割合を表す。そのため、この場合は、数字が大きいほうが採算が合っていることになる。全体を平均すると、地方公営企業は12年連続で黒字となっており、経常収支比率も10年連続で100%を上回っている。しかし、細部を見ると、1割以上の事業では赤字が生じている。

危機対応モードから
平時モードへ

すでに2013年末に閣議決定された2014年度予算についても、白書は触れている。

国は、景気回復の動きを持続的な経済成長につなげるために、産業競争力強化、国家戦略特別区域法の積極的活用、政策資源の重点配分を行う。また、4月の消費税率引上げ後も景気が底冷えしないように、対策を講じている。さらに、財政健全化も視野にいれ、国・地方を合わせた基礎的財政収支において2015年度までに赤字を半減させ（2010年度との比較）、2020年度まで

に黒字化をめざしている。

つまり、デフレ脱却・経済再生と財政健全化との両立をめざした予算編成が行われた。

そのため、聖域なしで経費等の見直しを行った上で、経済成長に資する政策の重点化を図った。

そして地方財政については、「危機対応モードから平時モードへの切り替え」がうながされる。これは、「リーマンショック後の危機に対応する財政から、経済再生後の財政に切り替えることである。しかし、一般財源の総額については2013年度地方財政計画の水準を下回らないように配慮される。

また地域活性化のため、地方交付税の見直しも進める。さらに、広域連携や広域での機能分担などを進めるために、財政においても自治体間の柔軟な連携を可能にする仕組みを検討。地方公会計の整備をいっそうすすめる。

2014年度は「地域の元氣
創造事業費」が計上される

また、2014年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込についても触れており、通常収支分についての特記事項は以下のようなもの。

・地方税制については、地方法人税

を創設し、地方交付税原資とする。

・地方財源不足額については、建設地方債などを発行しても不足分がある場合は、国と地方が折半して負担。地方負担分は、臨時財政対策債により補填措置を講じ、元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

・地域経済の活性化等については、緊急防災・減災事業費の計上。地域の元氣創造事業費の計上。社会保障の充実に伴う地方負担について所要の財政措置を講じる。

総務省は2013年度「地域の元氣創造本部」を設置し、総務大臣が本部長に就任した。お金（金融庁）と知恵（有識者会議）と連携しながら、各自自治体が地域の特性に合った産業を創出するための戦略を構築する。地域が元氣を出し、人・モノ・カネを動かし、地域経済の好循環を全国各地から起こしていこうというもの。

財政再建には、増収につながる経済の活性化も大きなポイントとなる。

フォーラム

▷下北山スポーツ公園



現地レポート

地域資源を活かした活性化策

再生可能エネルギーの導入と利活用

～自家用水力発電への取り組み「小又川発電所」～

奈良県

しもきたやまむら
下北山村

動機

下北山村は、近畿の屋根と言われている大峰山系「大台ヶ原山」の南麓に位置する小さな山村です。

この周辺一帯は日本でも最多雨地帯として知られており、年間総雨量は2500ミリから多い年には4500ミ

リを超えることもあります。

昭和30年代には、この豊かな水源を利用すべく北山川本流には電源開発のためのダムや、52万キロワットを超える規模の発電所が次々と建設され、関西を中心とする都市部の高度経済成長に大きく貢献してきました。しかし、池原ダムだけでも880ヘクタール余りの土地や集落を水没させた代償は地域にとって大きいものがあり、エネルギーの地元利用という面でも地域への貢献は少なく、これら一連の事業により山村は大きく変貌してしまったのです。

このような中、奈良県の山村に残された未利用水資源を活用して発電所を建設し、そのエネルギーを地元で利用して地域活性化のための事業が出来ないかと、「奈良県小水力発電開発研究会」が発足したのは、いまから30年前の1984年7月のことです。

フォーラム

経緯

(ローカルエネルギー利用と林業活性化への期待)

奈良県及び県森林組合連合会、県下の七つの村と森林組合がこれに加わり、二箇所(後に三箇所)で河川流量データを得るための測水が始まりました。そのうちの二箇所が小又川発電所(下北山村)です。

この計画に森林組合関係団体が加わったのは、長引く林業不況の中で、必要な森林の手入れに資金を投じる森林所有者が減ってきたことから、この事業で収益が上がったらすべて山に投資する、つまり遅れがちな森林の手入れに発電による収益金をつぎ込んで森を育て水源涵養を図る、そこで生み出された水を利用して発電する。という循環システムが可能になるのではないかと、と言う林業活性化への期待があったからなのです。

発電に関しては素人集団であり、当初はコンサルタントを頼りながら発電に関する知識の取得を中心に活動していましたが、中国地方の小水力発電所の視察などを重ねたりするうちに、徐々にこれは事業として成立するのではないかと思われてきました。

中国地方では、戦後10年〜15年位の間に建設された小さな流れ込み式の発電所が今も運転され、地元電力会社の

配電線に接続して売電されていたのです。

これならば、奈良県でも可能ではないか、開発地点は沢山あるぞという思いが湧いてきました。

この時点では、その後下北山村が建設を開始することとなった小又川発電所の、水利権を始めとする「許認可事務」や電力会社との「売電交渉」の難しさ、また完成までに9年余の歳月がかかるとは理解できていなかったと言えます。

取り組みの内容

(売電交渉始まる)

奈良県小水力発電開発研究会が発足した年の12月、関西電力との間に第一回目の売電交渉が始まりました。小水力発電に限らず発電事業は、発生した電力を蓄えられないので、すべて自家消費するか、電力会社に全部買ってもらうか、或いは自家消費したうえで残りの余剰電力を買ってもらうことが前提になります。

下北山村の場合、電源開発(株)の池原ダム建設時に下流に廃河川敷が残置として残りました。これを整備して作った「下北山スポーツ公園」があり、この公園施設に自家供給・自家消費をし、余剰電力を関西電力に売電する方向で話し合いに入りました。

売ろうとする方も、また、このよう

な話を持ちかけられた電力会社も初めてのことで、お互い手探りの状態が続くこととなりました。

何よりも技術的に大丈夫なのか、本当に発電所を作る気があるかという心配が電力会社にはあり、小さな発電量のためスケールメリットも無いという状況のもとでは、「出来れば計画を断念してほしい」と言うのが偽らざる心境であったでしょう。

この後、十数回におよぶ交渉や検討会でいろいろな買電のための条件を提示してきました。

主な条件とは、電気の質を落とさないこと、配電線のつなぎ込みに要する費用の全額負担、安全確保のための設備増設、売電単価の上限設定などです。

これには、発電機の機種変更、費用の負担承諾、補助金導入などで条件をクリアすることとして交渉を進める一方、この間に、建設省・通産省等に事業認可、農林水産省に補助対象事業としての認定についての陳情

を始めました。

そして、87年ある程度の具体的計画が煮詰まったのを待って、いよいよ水利権などの事前協議に入りました。

(水利用の壁)

発電出力の計算のためには、10ヶ年間の流量測定データが必要とされています。

ただし、近隣の測水所の過去の測水記録があれば実測データとの関係関係で補うことが可能です。このため、電



△発電所全景と放水口

フォーラム

源開発株式会社との流量資料の提供を受けて取水量や発電出力を検討しました。

一方発生した電力を自家消費して有効に活用するためにも、また余剰売電の承諾を得やすくするためにも売電単価を低く押さえることが必要となり、経費をかけないで施設を完成させられないかという検討が大切です。

鳥取県、広島県等の小水力発電所では、既設の堰堤を利用して取水、既設の農業用水路で導水して流れ込み式の発電をしております。小又川発電所計画地点はこの条件にも当てはまっておりました。

上流に砂防ダム及び副堰堤があり、この副堰堤を利用しての取水が容易と思われたのです。また、この谷には、取水予定地点から放水予定地点までの間に二つの滝があり落差が稼げること、他に水利の利用者が無いこと、取水地点も放水地点も同じ溪流であり、環境への影響も少ないことなどいくつかの条件がそろっていました。

しかし、関係機関との協議や打ち合わせが進むにつれて、これは容易ならざる事業である、と認識せざるを得なくなってきました。

建設省（現、国土交通省）に副堰堤からの取水を申請するためには、出先機関の近畿地方建設局（当時Ⅱ以後「近畿地建」という。）に事前協議を行います。当時はこの程度の規模の計画な

らば、近畿地建での技術審査により容易に国への許可申請が進むだろう。というようなお話があったと記憶しています。

ところが、これは希望的観測にすぎませんでした。近畿地建の出先機関の工事事務所を経由して提出した計画図書は、近畿地建各課でさまざまな角度から検討が加えられて完成します。この書類や図面が国（建設省）に送られて、その後書類手続きだけですぐに許可が出るのかと思いきや、砂防施設の利用や取水施設の安定計算については、本省河川部砂防課が、維持流量の検討・水利権の申請については水政課が、などとそれぞれ専門部署にわたって詳しく内容を検討してくれるので



▷発電機

す。

そして小さな河川（谷）であっても一級河川に指定のうえで水利権を申請することになり、この河川指定の申請書類、つくりは数ヶ月と、あつと言つ間に一年が経ってしまいます。また、技術的には本省砂防課の指示で「（財）砂防地すべり技術センター」の審査が条件となり現地調査や検討結果の報告会など業務が加わり何度も上京しました。

そして技術センターの検討結果をもとに、「小又川砂防ダム利用審査会」が都内で開かれ、そこで技術的及び管理上砂防ダムの利用に支障なしと認められ、やれやれと思いきや、6ヶ月ほど後になって、取水堤の安定計算については、砂防堰堤に求められる技術によるのではなく、河川構造物としての堰堤として必要な安全性を確保するため、再度計算をし直すこと。そのためには、更に地質調査（ボーリング）を行うよつにという指示が出てくるのです。

その結果、この新たなコンサルタン卜への業務の委託、成果品の河川構造物としての堰堤の規模に驚き、それを基にまた土木工事費用の再積算が始まります。この間、また6ヶ月くらいかかります。同じ建設省河川局の中でワンストップ窓口はありません。

小又川発電所は当初、豊水時の水量を見込んだ最高時には400キロワット

くらいの発電ができる設備が検討されましたが、補助金の関係、水量の安定性、自家消費電力量とのバランスなどを検討した結果98キロワットの規模と決定しました。

電力会社から見れば、オモチャと感じられたことでしょう。

また、当時は100キロワットを超える発電所になると、更に電源開発調整審議会（電調審）にかけなければならぬということでした。これ以上いろいろな手続きが重なり計画が遅れることになると、事業を進める事に村議会が疑問を感じ中には撤退を提案されるということになりかねません。そうなるとこれまでに投資した調整費や交渉などに要した費用、あるいは情報・知識までが無駄になってしまっただけでなく、今後このような、モデル的事業を立ち上げる意欲まで失いかねません。このような、実情を踏まえて98キロワットの出力で行こうと決まりました。

現在2013年には国土交通省も最大1000kW未満の小水力発電については許可手続きの簡素化、円滑化を進める方針となり水利利用の許可権限が知事に移譲されましたが、当時の感想としては、小さな発電所にもかかわらず、土木施設も発電関係施設も、立派な物が完成しましたが、我国では、100キロワット未満の発電所も30万キロワットクラスの発電も殆ど同じよう

フォーラム

な手続きを必要とするのではないかと、
という感想を強く持ちました。

ともかく、大変な条件をクリアし
奈良県の強力なバックアップ、多くの
方々の力をいただいたお陰で、小又川
発電所は農林水産省により山村振興対
策事業の特認事業として採択され総建
設費約3億3千万円で国・県補助金約
70%を受け1993年3月完成、同年

9月から発電を開始したのです。

現状と今後の課題

運転開始からこれまで概ね順調に運
転が行われて来ましたが、溪流の規模
が小さいゆえに年間発電量は天候に大
きく左右されます。通年発電が出来た
年の平均発電量は約60万kWh、事業効果
として生み出される収益は約650万
円、自家消費率は約70%、維持管理費
は約400万円と地域住民の憩いと雇
用の場である下北山スポーツ公園施設
の運営の一助となっています。

発電の長期停止は2回あり、200
4年相次いだ台風により取水施設が壊
れ、放水口が大量に河川に流出した土



▷取水施設



▷制御機器

砂により埋没し、一時的に発電所内部
も浸水をし、8ヶ月にわたり運転が出
来ない状況となった他、運転開始より
18年目の2011年8月、小又川発電
所は原因不明の停止をし発電が出来な
くなりました。後の調査により発電制
御を司る一部の重要な部品の故障と判
明しましたが経年変化による劣化で
す。

18年前建設時に携わった小水力発電
メーカーは経営悪化により既に精算さ
れ存在せず、新たな企業のもと一日で
も早い再起動に向けて修繕に取り組む
事となりました。

しかし、修繕には結果19ヶ月を要し
ました。発注準備を合わせ工事に要し
た期間は9ヶ月でしたが、脆弱な村財
政がゆえ、修繕に要する最も有利な資
金の確保の為に時間だけが過ぎていき
ます。たとえ故障部分の機器が一新さ
れたとしても、他の機器が問題なく再
起動するとは限りません。

停止をしても必要な費用は発生
します。心配を募らせましたが漸く開
所から20年を迎えた2013年3月約
3千万円の工事費により運転の再開に
こぎ着けました。

過去の制御機器はアナログ機器でし
たが、修繕後はデジタル化され、試験
調整から発電を伴う試運転までの機器
の状況や安全な運転を段階を追ってス
ムーズに管理出来ている様子が20年
間の技術の変化を感じました。しかし、

逆にデジタル機器の寿命は一般的に短
く10年程度で、以前の機器の寿命はア
ナログ機器だったがゆえに18年動き続
けたのであろうと聞かされ複雑な思い
を抱きました。

修繕にたずさわった企業では農業用
水を利用し自社が管理運営する100
0kW級の発電所の建設にも着手してい
るとの事で、数十キロの水力発電機器
の製造も手がけたが、一般論で言えば
小水力であっても1000kW級の発電
が出来ないと企業として取り組むつま
味が生じないと聞かされました。当時、
あらゆる条件を乗り越えて規模決定し
た小又川発電所ではありますが発電規
模の小ささから運転により生み出され
る収益が、今後運転を継続し続ける為
の機器設備の更新に対応出来るのか将
来への課題が出てきております。

運転開始からの20年で国内の電力諸
事情は大きく変化しました。特に20
11年3月の東日本大震災は、原発依
存の体制からの転換が求められており
ます。

残念ながら、小又川発電所は発電開
始後20年を過ぎている事で、再生可能
エネルギー法の恩恵にはあずかれませ
んでしたが、数ある中小河川の水を利
用した小水力発電は、環境にやさしい
エネルギーとして、もっと注目され取
り組みが進められることを願ってやみ
ません。

平成26年度〈法務特別セミナー〉〈法務実務研究セミナー〉のお知らせ

◎法務能力向上のための特別実務セミナーを開催します！！

◎苦手な法務もこれで解決！変化に即応できる自治体職員となるための短期集中セミナーです！！

〈法務特別セミナー〉

- ・立法法務のポイント
- ・住民の権利保障と条例（パブリックコメント、住民監査請求、住民訴訟と条例）
- ・法務能力向上のポイント
- ・地方分権と市区町村条例（義務付け・枠付けの見直しと条例）
- ・住民参加条例・協働条例
- ・争訟法務のポイント
- ・まちづくり条例 ・福祉関係条例 ・その他

日頃の法務の疑問等を事前に受講者から受け付け、全国的に共通性のある法務に焦点を当て、その内容を掘り下げて共通の課題等を解明する

第1回	6/9(月)～6/11(水)東京	第2回	7/2(水)～7/4(金)京都
第3回	7/28(月)～7/30(水)岡山	第4回	9/3(水)～9/5(金)札幌
第5回	10/8(水)～10/10(金)仙台	第6回	11/5(水)～11/7(金)金沢
第7回	12/3(水)～12/5(金)名古屋	第8回	1/14(水)～1/16(金)福岡

〈法務実務研究セミナー〉

- ・情報公開・個人情報保護条例
- ・公共管理関係条例
- ・防災関係条例
- ・法務能力向上のポイント
- ・法定外税条例、空き家・ゴミ屋敷対策条例
- ・安全・安心条例
- ・受講者からの提案による条例
- ・重要判例研究 ・その他

市区町村のニーズに合った条例制定の際の問題点及び市区町村行政に直接関係のある重要判例等を研究する

第1回	6/10(火)～6/12(木)東京	第2回	7/9(水)～7/11(金)大阪
第3回	8/6(水)～8/8(金)岡山	第4回	9/10(水)～9/12(金)札幌
第5回	10/22(水)～10/24(金)仙台	第6回	11/12(水)～11/14(金)金沢
第7回	12/10(水)～12/12(金)名古屋	第8回	1/19(月)～1/21(水)福岡

注：両セミナーとも、受講生からの地域の諸課題の提出、講師の都合等によりカリキュラム内容等が変更される場合があります。

受講料 4,000円（賛助会員）・6,000円（非賛助会員） **お申込み** 一般財団法人 地方自治研究機構

〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-16 https://krs.bz/gyosei/m/rilg_koshu
tel.03-5148-0661 fax.03-5148-0664

第38回
『都市問題』
公開講座

（公財）後藤・安田記念東京都市研究所（旧・東京市政調査会）
「足」を守る―地域公共交通の将来

『都市問題』公開講座は、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所（旧・財団法人東京市政調査会）の発行する月刊誌『都市問題』の特集などから時宜に適ったテーマを選び開催しています。

第38回は次のような趣旨により、「足」を守る―地域公共交通の将来」をテーマとして開催いたします。多数の方々のご参加をお待ちしております。

【開催趣旨】

大都市圏以外の地域における公共交通は、人口の過疎化やモータリゼーションによって衰退し、とりわけ高齢者の「移動の権利」を脅かしてきた。ところが、高齢化は今後大都市圏において急速に進行すると予測されている。いわば、日本全体にわたって大量の「移動弱者」の出現が危惧される。こうした状況下の2013年12月、交通政策基本法が施行された。自治体は市民の「足」を守るために、持続可能な地域公共交通をどのように築いていくべきなのだろうか。

1、日時

2014年6月21日（土）
13:30～16:30

2、場所

日本プレスセンター 10階ホール
（〒100-0001 東京都千代田区
内幸町2-2-1）

3、プログラム

〈基調講演〉

原 武史氏（明治学院大学国際学部教授）

〈パネルディスカッション〉

市川 嘉一氏（日本経済新聞社記者）

幸山 政史氏（熊本市長）

望月 正彦氏（三陸鉄道株式会社代表取締役社長）

若菜 千穂氏（特定非営利活動法人い

わて地域づくり支援センター常務理事）

新藤 宗幸（後藤・安田記念東京都市研究所研究担当常務理事）△司会△

4、参加費…無料

5、参加申込み

後藤・安田記念東京都市研究所ホームページ（<http://www.tim.or.jp>）から申込みください。

6、申込み期限

2014年6月18日（水）

※満席となりし受付を終了しますので、お早めにお申込みください。

問合せ先

後藤・安田記念東京都市研究所 研究室

TEL…03-1359-1126

FAX…03-1359-1127

情 報

地方成功人材のマッチングによる 土日集中セミナー

一般財団法人地域活性化センター

参加者募集
募 募

センターが蓄積してきたセミナー開催のノウハウを活かし、地域づくりに関心がある人々の幅広いニーズに対応するため、地方の成功モデルを構築した複数の講師のコラボレーションのもと、土・日曜日にしか出席できない参加者をターゲットに、東京等において集中セミナーを年8回開催します。第1回は、NHK「プロフェッショナル仕事の流儀」に出演した木村俊昭氏を講師にお迎えします。全国の皆様のご応募をお待ちしています。

第1回概要

【日程】2014年6月7日(土)

12:30～8日(日) 12:30

【テーマ】「元スーパー公務員」感動と

感謝のまちづくり実践者・木村俊昭と青年会議所・熱い経営者との

コラボによる地域活性化成功例

【受講料】3万円(大学生1万円)

研修会場までの旅費、宿泊料、飲食代などは受講者各自の負担

【会場】地域活性化センター大会議

室(東京都中央区日本橋2-3-4日本橋プラザビル13階)

【対象者】市町村長、自治体職員、地方議会議員、地域活性化に熱意の

ある方。大学生も参加可能

【受講人員】最低催行人員15人、最大定員50人程度

【応募締切】5月7日(水) 必着

※詳しくは、センターHPをご覧ください(「地域づくり百科」で検索)

第2回以降の予定(「内は仮題」)

◇8月2日・3日「やねだん東京」◇9

月6日・7日「コラボグランプリ」ハ6次産業化Vの羽根拓也氏と高知市・下

関市の成功事例」◇10月4日・5日※

木村俊昭氏を講師に迎え、内容は検討中「小樽の活性化など」◇11月で調整中

※地域再生マネージャーの斉藤俊幸氏を講師に迎え、内容は検討中◇201

5年1月24日・25日「里山資本主義の藻谷浩介氏とその実践者たち」◇2月

7日・8日「やねだん東京塾」◇2月21日・22日「えがおつなげて」の曾根

原久司氏と企業のコラボによる農村活性化

【お問い合わせ】

地域活性化センタークリエイティブ

事業室(担当:前神、長門)

(電話) 03-5202-6134
(Eメール) creative@icrd.jp



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

地方公共団体金融機構(JFM)は全自治体の出資による 「地方の、地方による、地方のための」共同機関です。

融資

地方公共団体に長期・低利の資金を提供しています。

期間は最長30年。利率は財政融資資金と同率※でお貸ししています。このための財源として、公営競技納付金を活用しています。※機構特別利率対象事業(平成26年2月時点)

地方支援

地方公共団体の資金調達をお手伝いします。

ご希望のテーマにて資金調達に関する出前講座を開催するほか、金融実務に精通した自治体ファイナンス・アドバイザーによる個別具体的な課題に対するアドバイスを行っています。

資金運用にJFM債をご活用ください

JFM債は、強固な財務基盤を背景に信用力が極めて高く、格付けは国債と同じ国内最高水準※です。投資家のニーズに応じた様々な年限による債券を発行しています。投資資金は地域の事業等に活かされます。※平成26年2月時点

債券ご購入時等の留意事項について

当機構の資金調達計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づくものであり、潜在的なリスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要因により、将来の状況はこの資料の記載とは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお奨めいたします。

詳しくは当機構HPをご覧ください。》》》

<http://www.jfm.go.jp>



随 想

日本最南端の町 竹富町

沖縄県竹富町長 川 満 栄 長



【町の概要・歴史】

日本列島南北に約3,000km、6852もの島々から構成されている海洋島しょ国です。有人島で最も南の島を有するのが竹富町で、16の島々（9つの有人島・7つの無人島）から成り立っています。陸域面積の334km²は県内41市町村中最大であり、サンゴ礁海域を含めると630km²となります。人口約4,000人の、個性豊かで魅力あふれる、日本最南端の自然・文化・人が共生する町です。

大正3年に一つであった八重山村から分村。村役場を竹富島に置き村政をスタートしますが、経済の中心地、現石垣市と町内島々の海上ネットワークは構築されるも、町の島々間の海上ネットワークは難しく、大正14年には石垣市に出張所を開設。昭和13年には石垣島に役場を移転し、今年76年目になります。終戦後、昭和23年に人口9,000人余に膨れ上がり、竹富村から竹富町となりました。村政34年、町政66年、今年自治体施行100年の佳節となります。

【特異性】

本町を訪れる人々は町役場が他自治体（石垣市）にあることに一様にビッ

クリします。本庁舎内で働く職員は全て石垣市民で、職員が納める住民税は竹富町に入りません。その額、約1、200万円であり、市に納税することになります。町長、町議員への投票権は無く、市の代表を選べ、権利を有しています。飛躍的に住民の生活レベルが向上し、港湾、道路、通信、電気、水道、教育施設、その他公的施設等が一定水準確保できている現在、本来のあべき姿に戻そうと、町内への役場移転計画を推進しているところです。

その他、海で隔てられていることもあって学校を合理化することは物理的に無理で、小中学校合わせて13校（約350人）と、他自治体と比較して多い数となっています。義務教育までしがなく、進学の際には15歳で親元を離れ、早い一人立ちを余儀なくされています。

その他、焼却炉6基、急患ヘリポート7カ所、給水のための海底送水管、水源地下水堰（複数）確保等も、他ではなかなか見られない事例だと思えます。合理化が難しいことから町財政運営は常に厳しさを強いられています。

【北と南の絆】

北海道の斜里町と竹富町は姉妹町です。昭和48年1月10日、国立公園がと

り持つ縁で盟約を結び、41年目になります。町民間、職員間、児童生徒の交流、物産、文化等、様々な交流を通じて両町の絆・友情・友好を深めています。今後とも良きパートナーとして、両町の発展はもちろん、人類生存の基盤とも言うべき自然保護の高揚に寄与してまいりたいと思います。また、斜里町にはすでに世界自然遺産（知床半島）があり、大いに参考とし、「ご指導をいただいているところです。

【世界自然遺産登録】

世界に誇れる雄大な自然と生物多様性の宝庫として、類まれな価値と保全・保護が評価され、平成26年1月「奄美・琉球」世界自然遺産登録候補地として、西表島が選定されました。そこには「今世紀最大の発見」（1967年）と言われ、大きな話題となった国の特別天然記念物である「イリオモテヤマネコ」や「カンムリワシ」等、その他多くの、極めて貴重で多様な生物が生息しており、亜熱帯の豊かな生態系が保たれています。

西表島以外の島々も、国立公園化を実現し、保全・保護地域と併せて本町の島々の自然が将来に亘って守られ活かされ、人との共生に繋がる施策を展開しています。

【オンリーワンの島々 日本の秘境町へ】

長い歴史の中で、先人たちが人と自然と文化の調和を保ちながら営々と築き上げてきたのが現在の竹富町です。一つの島の例として昔ながらの伝統的な赤瓦のまちなみを今に残す竹富島は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、集落内は赤瓦、板壁、石積み、白砂の道路等、真に島の誇りと個性がきらめく「らしさ」創出が図られています。他の島々も個性で

輝いており、オンリーワンの島々の集合体为本町の特性です。

このように多様で魅力ある景観資源を町民共通の財産として、現在及び将来、町民が「維持・継承・発展」させ、最大限に活かしていくため、平成25年6月に景観条例を制定し、景観計画を立てました。「まもる」「そだてる」「おさめる」をキーワードとして、景観づくり・町づくりをすすめているところです。まさに日本の秘境地「ふるさと」づくりを最南端の町から。

【日本初の海洋基本計画】

本町はすべて海に囲まれています。「隔ての海を結びの海へ」が町民の合言葉であります。海は、漁業だけではなく多種多様な海洋レクリエーションを創出しており、本町の魅力ある重要な資源の一つとなっています。

一方で、毎年押し寄せる海岸漂着物は白い砂浜を汚し、美しい海岸線を損ない、それだけではなく、産卵のため上陸するウミガメを始めとして、その他の生態系にも大きな悪影響を与えております。海洋環境の保全・海洋の安全の確保・海岸線の総合管理、離島の保全等が海洋基本法に定められており、一自治体では難題な課題を類似自治体と共有し、または県・国とも連携して海を保全し最大限活かそうと計画を策定しました。23の施策項目を立て事業を展開しているところです。

結びに、「自然・景観・文化・歴史・島人」が本町の町づくりのキーワード、コンセプトであり重要な財産・宝です。それらを後世に継承していくのが私達の責任・使命だと思っています。共生・協働・和で世界一の「住んでよし！訪れてよし！」の故郷を目指して！